

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成21年
2月3日
(火曜日)

目次

告示
 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要
 (環境政策課)……………一
 漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課)……………三



山口県告示第三十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十一年二月三日から同月二十三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供す。

平成二十一年二月三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 宇部興産株式会社
 住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名 称 宇部興産株式会社研究開発本部有機化学研究所

所在地 宇部市大字小串一九七八番地の五
 三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 (m^3 /日)	工 事 着 手 日 定	工 事 完 成 日 定	使 用 開 始 日 定	間 隔 時 間 及 使 用 方 法
イ七の二一 (四基)	〇・五	平成二一、 三、二〇	平成二一、 三、三二	平成二一、 四、一	断 続 二 四 時 間 変 動 な し
イ七の二一 (三基)	—	—	—	—	—
イ七の二一	〇・七	—	—	—	—
〇・一	〇・一	—	—	—	—

備考 「イ七の二一」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十一号の二の科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設をいう。

共同排水処理施設		種 類	
処理後	処理前	項 目	
"	七	通 常 最 大	汚 水 等 の 状 態 の 値
八・五	六・五	通 常 最 大	水素イオン濃度 (水素指数)
"	一八	通 常 最 大	化学的酸素要求量 (mg/l)
"	六	通 常 最 大	浮遊物質質量 (mg/l)
"	五〇	通 常 最 大	鉍油類 (mg/l)
"	〇・五	通 常 最 大	窒 素 (mg/l)
"	四	通 常 最 大	燃 料 (mg/l)
"	五	通 常 最 大	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
"	〇・八	通 常 最 大	
"	一・一	通 常 最 大	
"	四七三・一	通 常 最 大	
"	六一〇	通 常 最 大	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

共同排水処理施設	種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処 理 の 方 式	間 隔 時 間	一 日 当 たり の 使 用 時 間	概 略 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
製鉄	鉄筋コンクリート	七〇〇	中 和 連 続	二 四 時 間	変 動 あり	(既 設)				

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値			備 考
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質質量 (mg/l)	
七二の二一イ (四基)	七	二五	四	備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。
七二の二一イ (三基)	"	"	"	
七二の二一イ	"	"	"	
"	"	"	"	
"	"	"	"	
〇・二	〇・七	一	三	
〇・九	一	三	二・八	
〇・二	〇・七	一	三	

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

五 排水の汚染状態の値及び排水の量

No. 1 排 水 口	七	通	排水	八・五	通	化学的酸素要求量	一八	通	浮遊物質	六	通	鉍油類	四	通	窒素	〇・八	通	〇・八	通	一・一	排水の一日当たりの量 (m ³)	四七三・一	最大
		常	水素イオン濃度 (水素指数)		最大	最大		最大	最大		最大	最大		最大	最大								

山口県告示第三十八号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため、次ののとおり事前届出があった。
当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

平成二十一年二月三日

山口県知事 二井 関 成

一 届出事項

加入区 住 居 所 氏 名

漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合

和木加入区 玖珂郡和木町関ヶ浜二丁目三番三二 森川 一郎 和木漁業協同組合

〃 〃 瀬田二丁目二番五号 藤川 鞆道

二 指定漁船調書の縦覧

加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所

和木加入区 平成二十一年二月三日から同月十七日まで 和木漁業協同組合

平成二十一年二月三日印刷
発行

発行
行人所

山口
県知事
庁

定価一箇月
金二千七百円（送料共）